

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月2日（木）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （18名）

農業委員 (7名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
5番 福江 晋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
三原 仁
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

4番 川崎 豊洋

(推進委員0名)

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 123 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 124 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による証明願について
議案第 125 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
議案第 126 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 127 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について
議案第 128 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>ただいまから、第 34 回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員 7 名、推進委員 11 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、3 番の川下委員と 5 番の福江委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第 123 号 9 件、議案第 124 号 3 件、議案第 125 号 4 件、議案第 126 号 1 件、議案第 127 号 1 件となっております。</p> <p>それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 4 件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	(解約報告)
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告内容について、何かご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(意見なし)</p> <p>ご意見等ないようなので、報告第1号1番から4番について、追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第123号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>本件につきましては、26日に、池田推進委員と〇〇さんの息子さんと〇〇さんの4名で現地を確認しております。</p> <p>農地については、みかんの苗をSSが入るようにとということで、綺麗にされていました。</p> <p>それで、〇〇さん、〇〇さんともこの内容につきましては、問題ないということでした。</p> <p>それと、契約期間については、20年と結構長いですねと聞いたんですけど、これについては使ってもらって良いと話をされていました。以上です。</p>
池田推進委員	<p>周辺は、〇〇さんが耕作しています。1人を除いて、他の周辺農地は全部〇〇さんが作っています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第123号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p>

議長	<p>議案第123号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案第123号6番と7番は、借受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>6番については、26日に、〇〇さんと池田推進委員と3人で現地を確認しました。</p> <p>〇〇さんの方は、どうしても立ち会いできないということで、〇〇さんに一任しますということでした。</p> <p>使用貸借権設定になっていますけど、デコポンを少しもらってますという話で、現場は、綺麗に手入れが行き届いておりました。</p> <p>7番については、〇〇さんが、施設入所中ということで、奥さんに何回も電話したんですけども出られなくて、〇〇さんだけの立ち会いで、池田推進委員と3名で現場確認しました。</p> <p>隣の農地が〇〇さんのみかん畑で、〇〇さんがもう耕作をしないという話を聞いて、そしたら貸してくださいということで今回の使用貸借権設定になったそうです。</p>

池田推進 委員	<p>現状は、何本か新しく苗を植えてあり、高接ぎされた木もあって、しっかり手入れされてる状況でした。以上です。</p> <p>6番の〇〇さんの方は、6年くらい前から耕作をしているということでした。</p> <p>そして、7番の〇〇さんの方は、空いている状況で、そういうところに苗と高接ぎをしてありました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第123号6番及び7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第123号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第123号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、7番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>3月30日に調査確認をしております。</p> <p>今回、周辺農地を作っているなら貸している農地を買ってほしいと〇〇さんから言われてこの話になったということでした。</p> <p>その中で、〇〇さんが保有していた近くの農地も同時に買ってもらいたいということでした。</p> <p>金額については、もう少し安値で欲しかったようですが、この金額で納得しましたということです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第123号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第123号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番から5番については、申請が取り下げられましたので次の議案に移ります。</p> <p>続きまして、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>

江下推進委員	<p>28日に、〇〇さん夫妻と、〇〇さんと会長と現地で会いました。 〇〇さん夫妻と〇〇さんは親類関係にあられるため、贈与ということでした。山林も含め、家以外の土地については〇〇さんが引き受けるということでした。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。 江下推進委員宅の隣が〇〇さんになりますので、全部任せていましたので、これ以上いうことはありません。 調査報告が終わりました。 それでは議案第123号8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。 議案第123号8番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、8番は原案どおり認められました。 続きまして、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>29日に、会長と〇〇さんと〇〇さんの立ち会いで現地を確認しました。 まず、〇〇さん〇〇さんは親戚関係になります。該当農地は〇〇さんが、20年ぐらい前から野菜とかを作っていて借りていました。昔から口約束での話があったそうですが、今回、ちゃんと金額も出して購入するという</p>

議長	<p>ことで、双方納得済でした。以上です。</p> <p>続けて私から報告します。 田島推進委員の報告のとおりです。 調査報告が終わりました。 それでは議案第123号9番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。 議案第123号9番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、9番は原案どおり認められました。 続きまして、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>3月31日に、内田推進委員、〇〇さん、〇〇さんの4人で現地を確認しました。 〇〇さんの話では、3年くらい前から耕作していないということでした。それで、対価についてもこの通りということでした。以上です。</p>
内田推進委員	<p>〇〇さんが、どうしても手が回らないということで、荒れているところを〇〇さんがきれいにされています。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>

議長	<p>それでは、議案第123号10番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第123号10番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、10番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第123号11番と議案第124号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願についての1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>議案第124号1番については、申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。</p> <p>申請地の農地区分は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地となっています。</p> <p>また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。
市丸委員	<p>26日に、浦田推進委員と現地調査に行ってきました。</p> <p>現地の方に、〇〇さん、〇〇さんの息子さんが立ち会ってくれました。</p> <p>ここは、〇〇さんの家の周りの土地で、親父の時代からこの土地は利用していたので、自分の土地だと思っていたということでした。</p> <p>そして、〇〇さんの息子さんですけど、数年前に分かって、所有権移転をしないといけない思っていたけど、ようやく今回の申請に至ったということでした。</p> <p>それから、議案第124号の方ですけど、先ほども言いましたけれども、〇〇さんは以前から自分の土地と思っていたので、農業倉庫が必要となったからそこに建ててしまったということです。建てて30年も経っていて、農業資材置場、車の駐車、農業倉庫として利用されています。</p> <p>水路関係も周りが自分の畑ですので、特に問題ないところです。以上です。</p>
浦田推進委員	<p>広さが80㎡ぐらいで、着工が平成8年の倉庫でした。後は、市丸委員が言われたとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第123号11番及び議案第124号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第123号11番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、11番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第124号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 従って1番は許可相当と認め、証明書を発行いたします。 続きまして、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にあります通り農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>3月26日に、田久保推進委員、〇〇さん夫婦4人で現地確認しました。 現地は、家のすぐ上で、綺麗に整備しており、花とか野菜を耕作されました。以上です。</p>
田久保推進委員	<p>川下委員の言われた通りです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第123号12番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を採ります。 議案第123号12番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、12番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案第124号2番と議案第125号農地法第4条の規定による</p>

	<p>許可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することについてご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>議案第124号については、申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>議案第125号については、申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進委員	<p>28日に、〇〇さん夫妻と〇〇さんと会長と現地確認に行ってきました。</p> <p>〇〇さんは、畜産業で牛をたくさん飼っているため、堆肥舎、倉庫をたくさん作ってありました。</p> <p>倉庫を作るときには、壁を張らなかつたら農地にも建てて良いと思っていたということでしたので、それは違いますよと言われて、今回、全部申請をしまったということでした。</p> <p>取り壊すわけにいかないので、堆肥舎はそのままですねということ帰</p>

<p>議長</p>	<p>ってきました。以上です。</p> <p>続けて私から報告します。</p> <p>ここの牧場については、早く手続きをしなければならないことは分かっていたのか聞いたところ、分かっておらずに30年前から作っていたということで、今後こういうことがないようにお願いしますと指導してきました。始末書も書いてあります。</p> <p>始末書も何回もとなると、ブラックリストに載りますよと言いました。</p> <p>以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第124号2番、議案第125号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第124号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、証明書を発行します。</p> <p>続きまして、議案第125号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め県知事に意見を送付します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案124号3番と議案125号2番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>議案第124号については、申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。</p> <p>申請地の農地区分は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用区域内にある農地となっています。</p> <p>また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p> <p>議案第125号については、申請地の農地区分は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用区域内にある農地となっています。</p> <p>農業用施設用地として区分変更されているため問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>26日に、内田推進委員と、〇〇さん、奥さんの4人で現地確認をしました。</p> <p>現地には、農業用倉庫を建てる予定ということです。</p> <p>もう一つは、3年くらい前に火事で、既存の倉庫が全部焼けて、新品の動噴とかが全部燃えてしまったということがありました。〇〇さんは大工でもあるんで、何でも自分で建ててしまった。本当は、ちゃんと許可を取ってから建てないといけなかったのに言わずに建ててしまいました、すいませんでしたということでした。</p> <p>〇〇さんは、玉ねぎを耕作されていて、トラクターを2、3台所有していて機械がもう入らないので建設するということでした。ここに建てれば十分ということでした。以上です。</p>
内田推進委員	<p>〇〇さんは、雨ざらしにするわけにもいかないということで、ぜひ倉庫が欲しいということで申請をしましたということです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>

	<p>それでは議案第124号3番及び議案第125号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第124号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は許可相当と認め、証明書を発行します。</p> <p>続きまして、議案第125号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第125号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第4条第6号各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>3月29日に、会長と〇〇さんの立ち会いで現地確認しました。</p> <p>建設予定面積は37㎡でかなり小さいです。</p>

<p>議長</p>	<p>今は、雑草とか生えていたんですけど、残りの部分は、駐車場と家庭菜園をするということでした。 排水関係も問題はないように感じました。以上です。</p> <p>今言われた排水は、裏の方に流れる水路となりますので、問題ないと思います。 調査報告が終わりました。 それでは議案第125号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を採ります。 議案第125号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案の説明)</p> <p>申請地の農地区分は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地となっています。 農業用施設用地として区分変更されているため問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>内田推進委員</p>	<p>3月30日に、〇〇くんと話をしましたが、お父さんの代のこと、分からず建てていたということで、今回、申請を出しましたということでした。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第125号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を採ります。 議案第125号4番について、許可相当とあると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第126号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したのので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員 議長	<p>会長から経緯をお願いします。</p> <p>それでは、私から報告します。 実は担当の〇〇行政書士に電話して、現地の立会をお願いしたところ、工事関係者の者を現地にやりますということでしたが、立会当日になっても来ず、業者も聞いていないということでしたので、現地調査が出来ていない状況です。 これをどうするかということです。 こちらから指定した時間には来てもらえていない状況ですので、あとは</p>

中島委員	<p>皆さんに判断をお願いします。 調査報告が終わりました。 それでは議案第126号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>ここに書いてある賃借の総額が約300万円。 どういう意味か分かりますか。</p>
田島推進委員	<p>そこは電話で聞いたんですけど、月8千円×30年でレンタルです。 毎月8千円払っての30年分で総額が299万7千円ということでした。</p>
中島委員	<p>分かりました。 次に、調査ができていないのに、調査結果も答えられない状態では許可は出せませんでもいいんじゃないですかね。</p>
事務局	<p>調査をされていないという理由で良いと思いますけども、あとは、継続審議なのか、不許可なのか。</p> <p>太良町農業委員会としては、きちんとした調査をして、相手の方とも理解と共通認識を総会の中で報告していただいて、皆さんにご審議いただく場であるのに、今回については、まだ、そういったお話ができていないと。</p> <p>話が出来なかった場合は、今回保留して、次の総会までの間にそういった内容説明がきちんとできるのか、出来ない場合については、ずっと保留になっていくという説明はしてもらおうということで。</p> <p>不許可となったら、不許可の理由が必要になるので、許可相当と認める話がまだ出来ないということであれば、保留ですよ。</p>
議長	<p>そうですね。 次の5月の総会で審議できるようにしたいと思います。 いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第126号1番については、継続審議にして、5月総会でもう一度議案にあげます。 よろしくをお願いします。 続きまして、議案第127号、農地中間管理事業の推進に関する法律第</p>

事務局	<p>18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐賀県農地中間管理機構より、農用地利用集積等促進計画書（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>（議案の説明）</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>29日に、浦田推進委員と〇〇さんで現地調査を行いました。</p> <p>貸し手の〇〇さんは、その日は都合で行けませんということで、電話で確認をしました。</p> <p>〇〇さんは、農業はされていまして、自動車整備工の方です。</p> <p>お父さんが、みかんや玉ねぎを作ったりしていました。〇〇さんと〇〇さんには、土地の貸借関係、貸借期間が20年間ということは確認しました。</p> <p>農地は、みかん畑だったんですが、〇〇さんのお父さんが体調を崩されて、管理が出来ずに荒れていたもので、周囲の農地を耕作している〇〇さんが自分に作らせてくださいということで、〇〇さんのお父さんも管理出来ないからお願いしますとなって、今回の申請になりました。</p> <p>現地は、伐根して整地してありました。〇〇さんは、今、娘婿さんが、仕事の手伝いをされてますので、今後は娘婿さんに管理をさせるということでした。</p> <p>みかんを来年植えるという計画ですということでした。以上です。</p>
浦田推進委員	<p>市丸委員が言われたように、〇〇さんが働けない。〇〇さんは、勉強のためにみかんを育てたいと言われました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第127号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第127号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、追加議案を議題とします。</p> <p>議案第128号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)意見について(あっせん)、佐賀県農地中間管理機構より、農用地利用集積等促進計画書(案)を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第128号1番と2番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案の説明)</p> <p>本件は2月25日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。</p> <p>今回の農業委員会総会にかけまして、売主から農業公社への所有権移転、及び農業公社から買主への所有権移転が行われます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>あっせん委員の野口農業委員及び池田推進員から補足の説明はありますか。</p>
野口委員	<p>29日に状況を見に行ったんですけども、ブドウの苗を植えてありました。ビニールハウスを作るためのパイプも、すでに置かれていた状態でした。以上です。</p>

池田推進 委員	土地の値段に間違いがあるかと思って聞き直したんですけど、双方納得でした。以上です。
議長	それでは議案第128号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第128号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第128号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。 よろしいですか、 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第34回総会を閉会いたします、 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。お疲れさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 8 年 4 月 2 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 川 下 始

議事録署名者 福 江 晋